

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年3月31日

奈良県知事 荒井 正 吾

1 業務の概要

(1) 業務名

「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用)

(2) 業務の目的

県内観光及び宿泊施設利用の促進のため、ニューノーマル時代での新しい旅のエチケットのもと、更なる奈良の魅力の新発見・再発見のインセンティブとなる宿泊キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)を実施する。

(3) 業務の内容

- ア ネットクーポンの発行、販売、精算
- イ 宿泊施設への対応
- ウ キャンペーン広報
- エ 進捗管理・業務報告・効果分析
- オ その他

(4) 委託料上限額

848,000千円(消費税及び地方消費税の額(10%)及び割引経費を含む。)を限度とする。

(5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用)委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)及び「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用)委託仕様書(以下「仕様書」という。)に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 応募形態

複数事業者が組織する共同企業体による応募も可能とする。なお、応募にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要となる。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定の上、代表となる者を選任すること。
- (3) 代表者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。
- (4) 代表者及び構成員の変更は原則としてできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行うこととする。

3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

なお、共同企業体による応募の場合においても、いずれかの構成員が(13)の応募要件を満たし、全ての構成員が(1)～(12)までの応募要件を満たしていることが必要となる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 令和4年3月31日(木)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

- (4) 令和4年3月31日(木)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) インターネット上のみで取引を行う旅行会社であり、そのサイト上で価格割引システム(ネットクーポン等)を運用していること。
- (13) 国又は地方公共団体(協議会等を含む)が発注した、本業務と同種又は類似の業務を過去5年以内(平成29年4月1日以降の期間)に受託し、履行した実績を有する者であること。

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

5 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県観光局ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係

電話番号 0742-27-8435

ファクシミリ 0742-27-1065

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和4年3月31日(木)から令和4年4月15日(金)午後4時までの間に、5の(1)の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県ならの観光力向上課」から入手するものとする。

- (3) 参加申込書の提出

5の(2)により配布する募集要項に示すところにより、令和4年4月15日(金)午後4時まで提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

5の(2)により配布する募集要項に示すところにより、令和4年4月21日(木)正午までに提出すること。

(5) 質問の受付

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者の選定

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 契約に関する留意事項

新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがある。

8 その他

(1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

(3) その他、詳細は5の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。